

令和7年第4回阿武町議会臨時会 会議録

令和7年11月21日(金曜日)

開会 9時00分～閉会 10時14分

議事日程

開会 令和7年11月21日(金) 9時00分

臨時議長紹介

臨時議長あいさつ

開会の宣言

仮議席の指定

町長あいさつ

日程第1 選挙第1号 阿武町議會議長の選挙について

(議長追加日程)

日程第2 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙について

日程第3 発議第1号 議席の決定について

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 発議第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程第7 報告第1号 議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

(追加日程その1)

追加日程第1 発議第3号 特別委員会の設置について

追加日程第2 発議第4号 特別委員会委員の設置について

(追加日程その2)

追加日程第3 報告第2号 特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告について

(町長議案説明)

日程第8 議案第1号 阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについて

(追加日程その3)

追加日程第4 委員会申出 所管事務調査、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

全員協議会 全協報告第1号 阿武町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

1番 金田妙子

2番 西村容子

3番 上村萌那

4番 米津高明

5番 白松靖之

6番 池田倫拓

7番 副議長 松 田 穎

8番 議 長 末 若 憲 二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花 田 憲 彦

副町長(総務課長事務取扱) 中 野 貴 夫

教育長 網 本 徳 文

まちづくり推進課長 高 橋 仁 志

健康福祉課長 矢 次 信 夫

戸籍税務課長 水 津 繁 斎

農林水産課長 野 原 淳

土木建築課長 近 藤 慎 治

教育委員会事務局長 杉 山 和 人

会計管理者 柴 田 奈 美

福賀支所長 茂 刃 立 也

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三浦 貴

議会書記 平田 祥子

開会 9時00分

開会の宣告

○議会事務局長(三浦 貴) 全員御起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。御着席ください。

本臨時会は、阿武町議会議員一般選挙後の最初の議会となります。したがいまして、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で最年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。つきましては、米津高明議員は議長席へお願いいたします。

(臨時議長 米津高明議員、議長席に着く)

○臨時議長(米津高明) ただいま紹介されました、米津高明です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、着席して発言をいたします。

ただいまの出席議員は8人全員です。よって、令和7年第4回阿武町議会臨時会は成立をしています。これにより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、資料のとおりです。

仮議席の指定

○臨時議長(米津高明) 仮議席の指定を行います。仮議席は、臨時議長において、ただいまの着席の議席とします。

ここで、臨時会の開会に当たり、町長が挨拶を行います。町長。

町長あいさつ

○町長(花田憲彦) 令和7年第4回阿武町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

朝晩の寒気も一段と深まり、日増しに寒くなってまいりましたが、まずは今回の阿武町議會議員一般選挙におきましては、無投票ということではありましたが、町民の期待を担って御当選を果たされました、ここに御参加の議員の各位に対し、心からお喜びを申し上げます。

申し上げるまでもなく、阿武町議会は昭和30年1月1日に阿武町発足以来、今年で70年目の節目を迎えたわけでありますが、これまでの先輩諸氏の御努力と御活躍により、伝統ある議会として町政の堅実なる発展に大きく寄与してきたところであります。この伝統ある阿武町議会の議員に再選、あるいは新たに議員となられました議員各位が今後4年間の議会活動、あるいは議員活動を通じて、阿武町発展のためにさらに御活躍になれますようお願いを申し上げる次第であります。

さて、去る10月21日、自民党総裁の高市早苗氏が女性として初の第104代内閣総理大臣に選出され、自民党と日本維新の会による連立政権が発足いたしました。高市総理は就任直後から外交、内政双方に積極的に取り組み、所信表明演説では、責任ある積極財政を掲げて強い経済の構築を最優先課題する姿勢を示しておられます。特に注目すべきは、ガソリン税、軽油引取り税の暫定税率廃止でありますが、ガソリンについては本年末までに、そして軽油については来年4月に廃止される方向で、与野党間で合意がなされました。これにより燃料価格の負担軽減が期待され、地域経済や住民生活に一定の成果がもたらされるものと思っております。

また、政府が近く策定する経済対策案の全容が一昨日の19日に判明し、2025

年度補正予算案の歳出と大型減税を合わせた経済対策の規模は20兆円を超える見込みとされたところであります。特に、物価高騰対策として子供1人当たり2万円を給付する子育て応援手当に約4,000億円が計上されたほか、自治体が自由に使える重点支援、地方交付金に2兆円が計上され、地方交付金の拡充により自治体の裁量が広げられたところでありますが、このうち約4,000億円を食料品高騰対策の特別枠として自治体によるお米券の配付や電子クーポンなどの発行のほか、住民生活に直結する電気、ガス料金に対する補助については来年1月から3月分で5,000億円規模となるようあります。これら地域住民の生活を直接的に支える施策が一定の効果を発現して、物価高騰が沈静化することを願うところであります。

このような国勢状況の中で、私も今年4月の選挙で再選の栄誉を賜り、5月から3期目の町政を担わせていただいておりますが、気持ちも新たに日々町政の発展に尽力しているところであります。この間、特に意を用いて対応してまいりましたのが、御承知のように町民の医療と保険と福祉の拠点を一体的に整備する診療所と複合施設の建設であり、現在、来年秋の開所を目指して工事が順調に進捗しているところであります。また、運営面につきましては、医師や医療スタッフの確保はもとより、経営の安定化の観点から国や県に強く働きかけて、第2種僻地診療所に指定されるよう、今、いろいろと水面下で努力をしているところであります。

また、私は町長に就任して以来、定住対策をはじめ魅力ある子育て支援や高齢者の交通の確保、情報に対するインフラの整備、そして第1次産業の進展や後継者問題、商工業の事業継承問題、そして地域内循環の再構築など、様々な課題や問題に対してスピード感を持って対処し、まちづくりを進めてきたつもりであります。ここに至るまでにはその都度議会を通じて施策等についての御説明等も申し上げ、議論を重ねて本日の阿武町の姿があるわけであります。

今回、改選により現職7人、新人1人の議員さんがそれぞれ当選されたところであります。特に新人議員さんにおかれましては、新たな視点や御自身のお考え、また町民の御意見等に合わせて、これまでのまちづくりに対する経過や経緯等をよく御理解いただくために、新たな立場で過去に行われた一般質問の議事録等にもしっかりと目を通してください、いま一度、御確認、御認識をいただければありがたいというふうに思っているところであります。

今後とも行政とそして議会がベクトルを同じくにして、まさに車の両輪のごとく一体となって町政のさらなる発展を目指して前進していけるよう、議員各位には格段の御支援、御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお

願いいたします。

○臨時議長(米津高明) 以上で、町長の挨拶を終わります。

日程第1 選挙第1号 阿武町議会議長の選挙について

○臨時議長(米津高明) これより日程第1、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙を行います。

選挙の方法については、本会議場で投票により決する場合と、全員協議会であらかじめ決めておく場合とがありますが、いかがいたしましょうか。池田倫拓議員。

○池田議員 まず、全員協議会で選挙の方法について協議してはいかがでしょうか。

○臨時議長(米津高明) ただいま池田倫拓議員から、全員協議会で選挙の方法を協議してはどうかとの提案がありました、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○臨時議長(米津高明) 異議がないようですので、ここで会議を閉じて、全員協議会のため、暫時休憩をいたします。議員及び事務局の皆さんには委員会室へ移動をお願いをいたします。

休憩(全員協議会)

○臨時議長(米津高明) それでは、日程第1、選挙第1号、阿武町議会議長の選挙を行います。

選挙の方法については全員協議会での協議の結果、地方自治法第118条第1項の規定により、投票にしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○臨時議長(米津高明) 全員御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることと決定しました。

それでは議場の閉鎖を行います。よろしくお願ひします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(米津高明) ただいまの出席議員は8人全員です。なお、全員協議会において末若議員、米津議員がそれぞれ立候補されています。

それでは立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に池田倫拓議員、松田穰議員を指名します。

次に、投票用紙を配付します。投票は単記無記名でお願いします。単記無記名投票とは、投票用紙に候補者1名だけ記入し、投票者の氏名は書かずに投票する方法となります。

(投票用紙配付)

○臨時議長(米津高明) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○臨時議長(米津高明) 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(米津高明) 異常なしと認めます。

それでは、議席順に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長(米津高明) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○臨時議長(米津高明) 投票漏れなしと認めます。以上で投票を終わります。続いて開票を行います。それでは池田倫拓議員、松田穰議員は開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長(米津高明) それでは、選挙の結果を報告します。投票総数は8票、有効投票8票、無効投票0票です。有効投票8票のうち、末若議員7票、米津議員1票、以上のとおりです。したがいまして、末若議員が議長に当選されました。ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

○臨時議長(米津高明) ここで、当選の告知を行います。ただいま議長に当選されました末若議員に対しまして、会議則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

末若議員の議長就任の承諾の発言がありましたので、議長が決定しました。

以上をもちまして、臨時議長の職務を終了します。御協力ありがとうございました。末若議員、議長席へよろしくお願ひをいたします。

○議長(末若憲二) 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議長選挙において、当選という栄誉をいただき、議長の大役を引き受けることとなりました。身の締まる思いと同時に、改めて責任の重さを痛感しております。私自身、何分にも浅学非才ではありますが、一生懸命大役を務める所存でございます。今からの議会運営につきましては、執行権限を持つ執行部と、議決権限を持つ議会側との、それぞれの権限を尊重し合い、また適度な緊張感を保ちつつ、公正公平で円滑な議会運営に努めながら、住民の福祉の向上や安全安心なまちづくりをはじめ、住民の皆様方からも信頼していただける議会を、各議員とともに協力して町民の負託に応え、単独町政である阿武町が今後も発展するため、また大きな目標である地方創生が成し遂げられるよう頑張っていく所存です。そのためには、皆様方の御指導、御便達、さらには御協力をお願ひいたします。就任の御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、直ちに議長の職を取らせていただきます。

ここで、議事日程について、日程第1に続き議事日程を追加したいと思いま
すが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり本日の日程に追加することに決定しました。

日程第2 選挙第2号 阿武町議会副議長の選挙について

○議長(末若憲二) 日程第2、選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙を行いま

す。

選挙の方法については、本会場で投票により決する場合と、全員協議会であらかじめ決めておく場合とがありますが、いかがしましょうか。上村萌那君。

○上村議員 議長選と同様に、まず全員協議会で選挙の方法について協議してはいかがでしょうか。

○議長(末若憲二) ただいま上村萌那君から、全員協議会で選挙の方法を協議してはどうかとの提言がありましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 異議がないようですので、ここで会議を閉じて、全員協議会のため暫時休憩いたします。議員及び事務局の皆さんには委員会室へ移動をお願いします。

休憩(全員協議会)

○議長(末若憲二) それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。日程第2、選挙第2号、阿武町議会副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、全員協議会で協議の結果、地方自治法第118条第1項の規定により投票にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることと決定しました。それでは、議場の閉鎖をお願いします。

(議場閉鎖)

○議長(末若憲二) ただいまの出席議員は8人全員です。なお、全員協議会において、松田議員、池田議員、白松議員がそれぞれ立候補されています。

それでは立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西村容子議員、上村萌那議員を指名します。

では、投票用紙を配付します。投票は、先ほどと同じように短期無記名でお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長(末若憲二) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) それでは、配付漏れはなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(末若憲二) 異常なしと認めます。

それでは、議席順に投票をお願いします。

(投票)

○議長(末若憲二) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終わります。

続いて、開票を行います。それでは西村容子議員、上村萌那議員は、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(末若憲二) 選挙の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票ゼロ票です。有効投票8票のうち、松田議員6票、池田議員1票、白松議員1票、以上のとおりです。したがいまして、松田議員が副議長に当選されました。ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉場)

○議長(末若憲二) ここで、当選の告知を行います。ただいま副議長に当選されました松田議員に対しまして、会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知します。

松田議員の副議長就任の承諾の発言がありましたので、副議長が決定しました。では松田副議長、御挨拶をお願いいたします。

○副議長(松田 積) 副議長に当選しました松田でございます。4年間、特別

委員会の委員長をさせていただいて、そういう経験をしっかりと生かしながら、また今後、先のこととも見据えて、また新しい議長も、何年か後には、やることも見越していろいろ勉強させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(末若憲二) 以上をもちまして、副議長の選挙を終わります。

ここで会議を閉じて10分間休憩し、その後、議員と事務局の皆さんは全員協議会を開催します。議員及び事務局の皆さんには、委員会室へ移動をお願いいたします。

休憩(全員協議会)

○議長(末若憲二) それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

日程第3 発議第1号 議席の決定について

○議長(末若憲二) 日程第3、発議第1号、議席の決定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長は定めることとされています。官例により7番を副議長、8番を議長、その他の議員につきましては、期数の若い順にしており、先ほど全員協議会においてくじを引き、議席を決定しておりますので、職員をして朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長(三浦 貴) それでは、今もう既に皆さん座られておられます
が、確認のために報告をさせていただきます。

まず1番、金田議員。2番、西村議員。3番、上村議員。4番、米津議員。
5番、白松議員。6番、池田議員。7番、松田副議長。8番、末若議長。

以上です。

○議長(末若憲二) 皆さん、それぞれ自分の議席のところへ座っておられます
ね。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(末若憲二) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、金田妙子君、2番、西村容子君を指名します。

日程第5 会期の決定

○議長(末若憲二) 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、本臨時議会の会期については、本日1日と決定しました。

日程第6 発議第2号から日程第7 報告第1号

○議長(末若憲二) 日程第6、発議第2号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、先ほど全員協議会において決定がなされておりますので、職員をして朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長(三浦 貴) それでは委員を発表させていただきます。白松議員、米津議員、上村議員、西村議員、以上4名の方々となります。

以上です。

○議長(末若憲二) お諮りします。発議第2号については、ただいま事務局長朗読のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定しました。

日程第7、報告第1号、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、副委員長の互選も先ほどの全員協議会で協議がなされており、委員長に白松議員、副委員長に米津議員、以上のとおり選任されましたので、御報告いたします。

次に、議事日程の追加についてお諮りします。システム登録済みの議事日程のとおり、特別委員会の設置について、特別委員会委員の選任についての2件を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。皆さん、よろしいですか。

追加日程第1 発議第3号 特別委員会の設置について

○議長(末若憲二) 追加日程第1、発議第3号、特別委員会の設置についてを議題とします。職員をして議案説明をさせます、議会事務局長。

○議会事務局長(三浦 貴) 発議第3号、特別委員会の設置について、御説明いたします。

本案件につきましては、行財政改革を推進し、住みよく明るい町をつくるため、阿武町議会委員会条例第4条の規定により設置するもので、名称は阿武町行財政改革等特別委員会、定数は7人をもって構成し、設置期間は令和7年11月21日から、議会が未事件の調査を終了するまでとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長(末若憲二) お諮りします。本件については質疑等を省略し、議案のとおり設置したいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(末若憲二) お下ろしください。挙手全員と認めます。よって、特別委員会の設置については、原案のとおり設置することに決定しました。

追加日程第2 発議第4号から追加日程第3 報告第2号

○議長(末若憲二) 続きまして、追加日程第2、発議第4号、特別委員会委員の選任についてを議題とします。

特別委員会委員については、定数が7人ですので、議長を除く全議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、特別委員会委員は議長指名のとおり選任することに決定しました。

次に、議事日程の追加について、お諮りします。

システム登録済みの議事日程のとおり、特別委員会委員長、副委員長の互選結果についてを議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。

報告第2号、特別委員会委員長、副委員長の互選結果についてを報告します。委員長、副委員長の互選は、先ほどの全員協議会で協議がなされておりまので、その結果を報告します。

委員長に上村委員、副委員長に池田委員、以上のとおり選任されましたので報告いたします。

○議長(末若憲二) ここで、町長より議案についての概要説明をお願いいたします。町長。

○町長(花田憲彦) まずもって、ただいまは議会構成等も滞りなく決定をされました。御同慶に存じる次第であります。

それでは、本臨時会に御提案を申し上げ、御審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。1件のみであります、議案第1号、阿武町監査委員の選任につき同意を求めるごとにございますが、改選

後の議員の中から選任する監査委員の選任につきまして御同意をお願いするものであります。また、全員協議会におきましては、阿武町国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の、これも選任につきまして御協議をお願いすることといたしております。以上で、議案等の説明を終わりますが、御提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度、担当参与から御説明をいたさせますので、御議決賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(末若憲二) 以上で、町長の概要説明を終わります。

日程第8 議案第1号 阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについて

○議長(末若憲二) 議案第1号、阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫) それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

それでは、説明の前に、まず住所の欄に御記入をお願いします。阿武町大字奈古2138番地1、そして、氏名の欄に池田倫拓、そして、生年月日の欄に昭和52年8月25日と御記入をください。

それでは、議案第1号、阿武町監査委員(議員)の選任につき同意を求めることについてを御説明いたします。

本案件につきましては、議員の任期が新たに始まったことに伴い、議員の中から選任する監査委員の選任であります。今回、池田倫拓議員を新たに監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(末若憲二) 以上で、説明を終わります。

池田議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、本件の審議が終了するまでの間、しばらく御退場をお願いします。

(池田倫拓議員、退場)

○議長(末若憲二) お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号については、人事に関するものであるので、質疑、討論を省略の上、直ちに採

決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 御異議なしと認めます。したがって、本議案については質疑、討論を省略の上、直ちに採決することに決定しました。

これより採決を行います。採決は挙手により行います。議案第1号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(末若憲二) お下ろしください。挙手全員です。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

池田議員の除斥を解除します。

(池田倫拓議員、入場)

○議長(末若憲二) 池田議員にお知らせいたします。ただいま議会選出の監査委員に同意されましたので、よろしくお願ひいたします。

追加日程第4 委員会申出 所管事務調査、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長(末若憲二) ここで、議会運営委員会委員長から議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 御異議なしと認めます。それでは、議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、議会運営委員長から説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長(白松靖之) 議会運営委員会は、所管事務のうち議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の特定の事

件として議員の任期中の継続調査とする旨を申し出るもので。なお、調査期間は議会議員の任期満了まで継続する調査となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長(末若憲二) お諮りします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、全員協議会を開催いたしますため、議員、参与とともに直ちに委員会室へ御移動をお願いします。

休憩(全員協議会)

○議長(末若憲二) それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

以上で、本臨時会に附議されました議案は全て終了しました。これをもちまして、散会とします。全員御起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

散会 10時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会臨時議長 米津高明

阿武町議會議長 末若憲二

阿武町議會議員 金田妙子

阿武町議會議員 西村容子